



## 第2回SBM養成講座 修了検定(筆記・実技)のご案内

平成19年5月11日

SBM修了検定受験資格者 各位

財団法人 自転車産業振興協会

前略 皆様には、SBM養成講座(スポーツバイク・メカニック養成講座)に対し、多岐にわたるご助言をいただき誠にありがとうございます。昨年に引き続き、第2回目のSBM養成講座の開催に至ったことは、皆様のご協力の賜物であると思っております。

さて、本養成講座において受講修了証をお受け取りになった方は、受講修了証に記された日から5年間に限り、SBM養成講座を受講しなくても修了検定を受けることができます。是非、合格証の獲得を目指して自転車会館に赴いていただきたく、下記のとおりご案内申し上げます。

なお、素材や外傷などをテーマとしたオープン講座も用意(詳細は[www.jbpi.or.jp](http://www.jbpi.or.jp)にて5月下旬公表予定。)いたしましたので、ご活用いただけたら幸いです。

皆様のご発展を祈念するとともに、ご案内を申し上げます。

草々

記

- ◆実施日時： 平成19年6月21日(木)  
筆記：10時00分～11時30分 <1時間昼休み>  
実技：12時30分～終了次第各自帰宅
- ◆場 所： 日本自転車会館2号館8階 東京都港区赤坂1-9-15
- ◆検 定 料： 5,000円(税込み)  
旅費、宿泊費、食費など修了検定以外の費用は含みません。
- ◆申込資格： 次の全ての条件に当てはまる人とします。
  - ①平成19年6月1日現在で満20歳以上の者
  - ②現在、自転車小売業に従事している者
  - ③スポーツバイクの組立・整備・修理技術習得に意欲がある者
  - ④自転車組立整備士/自転車技士/自転車安全整備士のいずれかの資格をもっている者、あるいは資格取得を予定している者
  - ⑤SBM養成講座の受講を修了しており、受講修了証に記された日から5年1ヶ月を超えていない者。
- ◆合格証の授与： 筆記及び実技試験ともに70点以上の得点者を合格とし、合格証を授与します。
- ◆申込方法： 同封した「修了検定申込書」を郵送して下さい。当協会が指定した期限までに受験料をお振込みいただき、当協会が入金を確認してはじめて申込の受理が確定します。
- ◆受付期限： 平成19年5月31日(木) 必着 以 上

財団法人自転車産業振興協会 統括事業部 伊崎  
電話03-5572-6409 FAX03-5572-6407